

大分県報

平成十七年
第一六五五号
四月二十六日

（火曜日）

目次

告 示

大分県都市農村交流研修館の利用に係る使用料の徴収事務の委託	一
臨時種畜検査の実施	一
県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧	一
土地改良区の定款変更認可	二
指定予定保安林（二件）	二
保安林の指定施業要件の変更	三
公有水面埋立ての免許	三
道路区域の変更	四
道路の供用開始	四
県営住宅及び特定公共賃貸住宅並びに共同施設の使用に係る使用料の収納事務の委託	四
公安委員会告示	四
交通安全活動推進委員の委嘱	四
公告	九
土地改良区の役員の就退任	〇
土地改良区の役員の退任	〇
土地改良区の清算人の退任	〇
正 誤	〇
平成十七年二月八日付け大分県報第一六三三号に登載の大分県告示第百六十九号（指定予定保安林）中の訂正	一
平成十七年四月一日付け大分県報号外（九〇）に登載の大分県告示第五百十二号（道路の供用開始）中の訂正	一

〇告 示

大分県告示第六百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県都市農村交流研修館の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。
平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 貞

一 受託者の住所及び氏名

大分市舞鶴町一丁目四番十五号
社団法人大分県農業農村振興公社
理事長 渡 邊 節 男

二 委託期間

平成十七年四月一日から
平成十八年三月三十一日まで。

大分県告示第六百十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。
平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 貞

検査期日	検査場所			家畜の種類
	郡市	町村	位置	
平一七・五・一六	竹田市		久住町大字久住	牛

大分県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	天堤地区	平一七・四・二六から 平一七・五・一六まで	安岐町役場 大田村役場

大分県告示第六百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
熊毛土地改良区	東国東郡国見町	平一七・四・一四

大分県告示第六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所
日田市中津江村合瀬字ヒガヤブ一九〇七番、字タコンノ一九二九番、一九三〇番、字袋ノ平一九三六番二、一九四四番、字カザコ一九五二番二、字稲千一九六〇番一、字廣瀬二一一番一、二一一一番二、二一一二番一、字小高二五四番三、二二六〇番、字山本二一七二番一、二二七四番、二二八二番一、二二八三番一、二二九六番一、二二〇四番、字道ノ上二二一〇番、二二二三番、二二二四番二、二二二五番一、二二二五番二、二二二六番、二二二九番、二二三〇番、二二三一番一、二二三一番二、字ヲミノム子二二三番一、二二三六番、二二四六番、二二四六番二、字作草川二二四九番一、二二四九番二、二二五〇番一、二二五〇番二、二二五五番一、二二五九番三、字黒岩二二七〇番一、二二七二番、二二七三番、字長山二二八一番、二二八七番一、二二八七番二、字岩屋ノ戸口二三

〇一番一、二三〇二番一、二三〇二番二、字スゲ田二三一〇番、二三一一番、字猿返り二二五番

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字千束字清ノ木二二六六番(次の図に示す部分に限る。)、一二七三番一、大字小野市字長内一八九三番一・一八九四番七・一八九四番八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一八九四番六、字モロジ畑奥一九六五番五、一九六五番六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
宇佐市安心院町釜ノ口字道万一九四九番、一九五〇番、宇島帽子一五一一番一、一五一一番一

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 三 変更

1 立木の伐採方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 免許の年月日
平成十七年四月十四日
- 二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広瀬勝貞

三 埋立ての区域

1 位置

中津市宇小祝字寺山五二五番二七三の地先並びに平成二年四月十二日付け指令漁港第一三一―二五号免許に係る埋立て区域先の公有水面

2 区域

イ点とト点を順次に結んだ線及びト点とイ点とを結ぶ春分秋分の満潮位（プラス四・二〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
イ点 中津市宇小祝字寺山五二五番二七一の西の角から三一六度〇六分二〇秒一七三・八七メートルの地点
ロ点 イ点から三二度二一分一四秒二六・八三メートルの地点
ハ点 ロ点から八一度四七分一〇秒一九二・一二メートルの地点
ニ点 ハ点から二〇度〇八分二秒七・九九メートルの地点
ホ点 ニ点から七六度〇八分〇四秒〇・六五メートルの地点
ヘ点 ホ点から一二四度一二分五七秒一・二四メートルの地点
ト点 ヘ点から二二二度二〇分三七秒一五二・五〇メートルの地点

3 面積

一四、五〇五・五一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三 「埋立ての区域」 1 「位置」に同じ

2 区域

A点とH点を順次に結んだ線及びH点とA点とを結ぶ春分秋分の満潮位（プラス四・二〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
A点 中津市宇小祝字寺山五二五番二七一の西の角から三一五度一七分四五秒一八四・五四メートルの地点
B点 A点から三三度三二分三一秒三一・〇八メートルの地点
C点 B点から八九度一分三九秒一六・八五メートルの地点
D点 C点から八一度五二分五秒一八五・三二メートルの地点
E点 D点から一二四度一三分五七秒二二・〇〇メートルの地点
F点 E点から一六二度五九分三七秒九・九七メートルの地点

G点 F点から三〇二度二〇分四〇秒一八・七〇メートルの地点
H点 G点から二二二度二〇分三七秒一五三・三六メートルの地点
3 面積
一六、五一五・四九平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

大分県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年四月二十六日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道三重野津原線	豊後大野市大野町田中字知少二二八四番二から 豊後大野市大野町田中字知少二二八〇番四まで	前	二二三・〇メートル 〓二〇・〇	六二・四メートル
	豊後大野市大野町田中字知少二二八四番二から 豊後大野市大野町田中字知少二二八〇番四まで	後	三〇・二 〓二〇・八	六二・四

大分県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年四月二十六日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

県道三重野津原線

豊後大野市大野町田中字田中町一四三番三から
豊後大野市大野町田中字知少二二一五番三まで

平一七・四・二八

大分県告示第六百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅並びに共同施設の使用に係る使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号
大分県住宅供給公社

理事長 矢 野 孝 徳

二 委託期間

平成十七年四月一日から

平成十八年三月三十一日まで。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員会を委嘱した。

平成17年4月26日

大分県公安委員会委員長 小 手 川 茂 生

氏 名

住 所

活動区域

橋 本 一 郎

大分市舞鶴町3丁目2番23号

永 松 征 士

大分市片島7組

伊藤 とよ子	大分市机張原 2組	大分県大分中央警察署管轄区域	渡 二 美	大分市南太平寺 1組の 1	大分県大分東警察署管轄区域
沓 掛 英 司	大分市原新町11番 8号		深 井 章	大分市公園通り 2丁目15番12号	
楠 田 泰 子	大分市高城団地10組		鈴木 喜久夫	大分市高崎 1丁目 7番 1号	
佐 藤 キヨ子	大分市荏隈町 3丁目 3組		上 田 栄 治	大分市明野北町県営住宅 6の 3棟827号	
三 原 政 夫	大分市南太平寺 2組の 4		長 尾 博 行	大分市長谷町 5組	
篠 田 正 治	大分市舞鶴町 1丁目12番19号		田 口 哲 士	大分市上八幡 3組	
大 力 義 晴	大分市牧 1丁目11番12号		江 藤 柳 子	大分市御幸町 9組	
植 木 陽 子	大分市萩原 1丁目 6番14号		佐 藤 秀 幸	大分市大字関園886番地	
中 尾 豊 子	大分市荷揚町 9番23号		佐々木 元 子	大分市庄境 5番12号	
野 田 敏 夫	大分市金池町 4丁目 4番14号		篠 田 俊 二	大分市大字森543番地の 3	
田 北 恵 子	大分市三ヶ田町 2組		足 立 司	大分市坂ノ市中央 1丁目 5番22号	
江 藤 信 子	大分市三川上 1丁目 5番17号		吉 田 等 彦	大分市大字宮河内1171番地	
山 本 克 彦	大分市花園11組 6の 4サンライズ花園		原 田 浩 子	大分市三佐 5丁目 5番 5号	
草 津 征 男	大分市明野高尾 2丁目 8番 1号		吉 野 浩 二	大分市大字森885番地の 9 大東団地	
安 部 具 重	大分市豊町 1丁目 5番11号		前 田 芳 郎	大分市大字丹川1339番地	
阿 部 忠 松	大分市田の浦 2組		糸 永 ヲサ子	大分市大字小池原529番地の 3	
後 藤 邦 弘	大分市太平町 1組の東	大分県大分東警察署管轄区域	野 村 興 吉	大分市猪野349番地	
四童子 覺	大分市田中町 4組の 1		川 崎 敏 彦	大分市大字一尺屋3043番地の 2	
西 藤 紀 子	大分市豊町 2丁目 7番12号		矢 野 和 一	大分市大字本神崎221番地	
洲 野 二三世	大分市城南北町25組		今 村 敏 明	大分市大字関760番地	
高 橋 敬	大分市仲西町 1丁目14番18号		渡 邊 夏 代	大分市大字関5375番地	

平成十七年四月二十六日

大分県報（公安委員会告示）

六

高橋 珠代	大分市大字志生木2168番地の2	大分県大分南警察署管轄区域	深江 伴房	別府市東莊園町4丁目3B組	大分県別府警察署管轄区域
上野 幸人	大分市大字田尻261番地		岩屋 建成	別府市扇山1組の4	
漆間 桂造	大分市大字木上283番地		萩野 忠好	別府市浜町14番17号	
甲斐 享一	大分市大字今市2816番地		倉本 八寿子	別府市鶴見8組の6	
加藤 岩男	大分市大字中判田513番地		土井 武志	別府市朝見1丁目8番7号	
工藤 勢津子	大分郡挾間町大字鬼崎944番地の1		下和田 巖	別府市実相寺3組の4	
佐藤 雅雄	大分郡挾間町大字挾間899番地の1		竹内 英義	別府市浜脇1丁目21番28号	
佐藤 導則	大分市大字竹中3168番地の1		平野 幸一	別府市南立石2区6組	
志水 忠雄	大分市大字野津原793番地		荒金 寛	別府市石垣西2丁目1番42号	
平岩 幸子	大分市大字上戸次3312番地の17		牧 保	別府市上人仲町10番11号	
竹中 カツ子	大分市大字駕野874番地		伊藤 公代	別府市内蔵6組	
佐藤 和夫	大分市大字横瀬834番地		山口 完	別府市大観山町4組	
岡部 利雄	大分市大字国分262番地の28		山下 源吾	別府市小倉4組3	
山本 忠夫	大分市寒田北町1丁目5番3号		米屋 政雄	別府市西野口町10番57号	
加藤 英敏	大分市緑が丘2丁目8番5号		佐藤 弘代	別府市石垣西9丁目5番46号	
上野 浩一	大分市大字奥95番地の2		大平 敦生	別府市竹の内3組の2	
釘宮 勝正	大分市大字下宗方938番地の2		久保田 廣夫	別府市東莊園7丁目1組	
小泉 勝子	大分市ふじが丘南区210-6	大分県別府警察署管轄区域	高橋 節子	別府市桜ヶ丘3組の1	
那賀 保信	大分市大字中戸次417番地		野田 京子	別府市弓ヶ浜町4番3号	
隅 茂廣	大分郡庄内町大字大龍2650番地の1		森本 八重子	別府市扇山21組5	
植原 守人	大分郡湯布院町大字川北2227番地の5		羽賀 輝雄	速見郡日出町2489番地の2	

富山 幸子	速見郡日出町大字川崎4853番地2	大分県日出警察署管轄区域	松村 幸典	豊後高田市具崎1233番地	大分県豊後高田警察署管轄区域
後藤 桂子	速見郡山香町大字立石308番地2		小嶋 重喜	西国東郡大田村大字永松1499番地	
阿部 求	速見郡山香町大字野原1766番地18		都甲 栄岐子	豊後高田市新地1958番地4	
河野 秀雄	速見郡日出町大字大神7247番地2		下村 守人	豊後高田市中真玉1758番地	
吉野 辰己	速見郡日出町大字藤原1937番地2		後藤 豊彦	豊後高田市香々地3593番地1	
上野 憲幸	速見郡日出町大字藤原6998番地1の1の1の1	大分県杵築警察署管轄区域	中小路 フクエ	豊後高田市来縄3117番地5	大分県宇佐警察署管轄区域
矢野 達雄	杵築市大字溝井2101番地1		渡辺 久人	宇佐市大字城井1971番地の3	
藤原 靖浩	杵築市大字南杵築1201番地1		豊田 清孝	宇佐市大字長洲4050番地	
伊藤 萬作	杵築市大字猪尾1619番地		中園 泰広	宇佐市大字四日市1213番地	
木村 咲子	杵築市大字奈多1513番地		野路 タツエ	宇佐市大字小向野284番地	
梶本 郁乃	杵築市大字守江1013番地	大分県宇佐警察署管轄区域	佐藤 悟	宇佐市大字四日市3345番地の13	大分県宇佐警察署管轄区域
宮原 宣太郎	杵築市大字八坂2193番地		矢野 五十三	宇佐市大字畑田840番地	
堀 壽満	杵築市大字大内423番地		河内 アキ子	宇佐市大字城井697番地の6	
相部 義則	東国東郡武蔵町大字三井寺863番地		永田 三二	宇佐市院内町定別当398番地の2	
芝原 楊好	東国東郡安岐町大字下原2496番地		溝部 定見	宇佐市安心院町古市119番地の1	
伊牟田 洋史	東国東郡国東町大字富来浦699番地の8	大分県国東警察署管轄区域	尾崎 孝洋	宇佐市住吉町2番19号	大分県国東警察署管轄区域
清水 潔	東国東郡姫島村4870番地の1		坪根 誠	中津市沖代町2丁目9番52号	
山下 文博	東国東郡安岐町大字瀬戸田1521番地の8		原 節子	中津市大字田尻565番地	
足立 茂喜	東国東郡国東町大字綱井522番地		土居 佳子	中津市中央町2丁目1番10号	
田邊 良子	東国東郡国見町大字楠海2046番地の1		広畑 孝行	中津市大字下池永618番地の12	
大波多 敏範	豊後高田市美和1382番地		橋本 一浩	中津市三光諫山1120番地	

平成十七年四月二十六日

大分県警（公安総監長）

二

瀧 満	中津市大字上宮永94番地の 6	大分県中津警察署管轄区 城	三 吉 忠 義	日田市大山町西大山4319番地の 1	大分県日田警察署管轄区 城
今 津 ミツ子	中津市1349番地の 7		伊 藤 泰 子	日田市大字日高1343番地の 3	
小 畑 三 人	中津市本耶馬溪町曾木2066番地の 7		長谷部 重 人	日田市前津江町柚木1554番地	
日 高 正 義	中津市大字一ツ松215番地		原 田 次 男	日田市三本松 1 丁目 4 番28号	
仲 浩	中津市片端町1373番地の 1		蒲 池 邦 子	日田市大字小迫714番地	
小 倉 勝 年	中津市大字島田350番地の 2		卯 野 初 美	日田市丸の内町 5 番12号	
小原井 則 子	中津市山国町槻木1198番地		佐久間 伸 子	竹田市大字会々3719番地	
武 内 竜一郎	中津市大字一ツ松579番地の 2		梅 木 アサ子	竹田市大字菅生1120番地の 5	
福 原 大八郎	中津市耶馬溪町大字柿坂460番地		相 馬 昭 治	竹田市大字玉来116番地	
小 倉 洋 美	中津市大字牛神458番地の 3		田 部 憲 治	竹田市大字会々2784番地の 2	大分県竹田警察署管轄区 城
佐 藤 麗 子	玖珠郡九重町大字右田1006番地の 9		山 口 育 男	竹田市久住町大字久住7697番地	
小 田 邦 男	玖珠郡玖珠町大字塚脇365番地の 7		堀 孝 明	竹田市荻町宮平3746番地 2	
佐 藤 勝 司	玖珠郡九重町大字菅原1875番地の 1		山 井 仁	竹田市直入町大字長湯6121番地	
武 石 和 正	玖珠郡玖珠町大字小田971番地の 1	大分県玖珠警察署管轄区 城	工 藤 睦 子	豊後大野市大野町田中209番地の 2	大分県豊後大野警察署管轄区 城
吉 富 芳 香	玖珠郡九重町大字右田3054番地の 8		田 部 二 生	豊後大野市緒方町下自在534番地の 2	
相 良 和 敏	日田市上城内町1347番地の 1		若 松 成 次	豊後大野市犬飼町大飼89番地	
井 上 敏 之	日田市大字羽田2246番地の 2		後 藤 博 子	豊後大野市三重町赤嶺1153番地の28	
高 村 保 男	日田市大字石井1305番地の 7		玉 永 頼 壽	豊後大野市朝地町上尾塚4157番地	
秋 好 真 二	日田市大字日高95番地 3		廣 瀬 義 秋	豊後大野市千歳町前田1453番地	
河 津 武 彦	日田市限 2 丁目 3 番17号		三 浦 則 夫	豊後大野市三重町久田4256番地	
川 村 英 子	日田市限 2 丁目 1 番12号		戸 次 ひさ子	豊後大野市清川町砂田877番地の 4	

安藤 茂	佐伯市向島2丁目6番5号	大分県佐伯警察署管轄区域	足立 功	臼杵市望月2組	
植木 弘祐	佐伯市弥生大字大坂本1010番地2		藤田 三代子	臼杵市野津町大字西畑672番地の1	
柳井 司郎	佐伯市本匠大字因尾1042番地		高畑 鉄子	臼杵市野津町大字野津市23番地の6	
浜田 敏己	佐伯市米水津大字浦代浦551番地		○公 告		
河野 長	佐伯市大字鶴望1469番地の1		土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、須ノ原土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。		
森崎 晃代	佐伯市上浦大字最勝海浦5961番地		平成十七年四月二十六日		
軸丸 國典	佐伯市宇目大字千束2069番地1		大分県知事 広瀬 勝貞		
柳井 二生	佐伯市直川大字横川12180番地		（退任役員）		
高野 正子	佐伯市脇区3班		役名	氏 名	住 所
戸高 妙子	佐伯市蒲江大字森崎浦1639番地		理 事	中島 輝明	日田市大字有田一三〇五一
山崎 峰子	佐伯市大字木立5866番地の5	〃	園田 力義	〃 〃 一四三八	
福田 照	佐伯市鶴見大字吹浦1356番地	〃	平塚 登士	〃 〃 一五四六一	
中谷 繁克	津久見市大字千怒1490番地	〃	松本 明治	〃 大字東有田三九四二一九	
中津留 ハマ子	津久見市大字堅浦968番地	〃	小山 鉄夫	〃 〃 一七一	
狭間 民代	津久見市地藏町5番15号	〃	小山 一善	〃 〃 一五一	
姫野 栄	津久見市大字千怒5106番地	〃	高倉 港	〃 〃 六八一	
古川 隆生	津久見市上宮本町12番15号	〃	秋月 忠男	〃 〃 五一五一	
衛藤 正巳	臼杵市芝尾1組	〃	梶原 孝徳	〃 〃 五七九	
山本 忠信	臼杵市大字下の江1245番地	〃	梶原 正文	〃 〃 五七六	
平川 常雄	臼杵市大字風成1組	〃	長尾 厚	〃 〃 九五九	
久藤 恵子	臼杵市弥生区3組	大分県臼杵警察署管轄区域			

10

[illegible]

吉田裕康	〃	大字岩瀬五五一番地の三
大塚伸一	〃	大字向山田六九六番地
勢家敏治	〃	大字渡瀬一四三三番地の二
後藤九州男	〃	六〇九番地の二
勢家二信	〃	一五九五番地の一

○正

誤

平成十七年二月八日付け大分県報第一六三三号に登載の大分県告示第百六十九号（指定予定保安林）中の訂正

ページ	段	行		
二	下	左から九及び十	字舟川八一四番・字奥山八一九番二四・字柿木ツル八四二番・字不焼寺一七九二番三六（次の図に示す部分に限る。）	字舟川八一四番・字奥山八一九番二四・字柿木ツル八四二番・字不焼寺一七九二番三六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
			誤	正

平成十七年四月一日付け大分県報号外（九〇）に登載の大分県告示第五百十二号（道路の供用開始）中の訂正

ページ	段	行		
三	上	右から九	豊後大野市大野町大字田中字永田八九番三	豊後大野市大野町田中字永田八九番三
三	上	右から十一	豊後大野市大野町大字田中字永田八八番八	豊後大野市大野町田中字永田八八番八
			誤	正